

宍粟市地域支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45に規定する地域支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」という。）、通知及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）の例による。

(目的)

第3条 この事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することを目的とする。

(事業の内容等)

第4条 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の内容及び対象者は、別表第1のとおりとする。

2 包括的支援事業の内容は、別表第2のとおりとする。

3 任意事業の内容及び対象者は、別表第3のとおりとする。

(介護予防・生活支援サービス事業の実施)

第5条 訪問型サービスのうち、介護予防訪問サービス及び家事援助訪問サービスは、法第115条の45の3第1項の指定事業者により実施する。

2 通所型サービスのうち、介護予防通所サービス及び自立支援通所サービスは、法第115条の45の3第1項の指定事業者により実施する。

3 訪問型サービスのうち、地域活動訪問サービスは、省令第140条の62の3第1項第2号に規定する補助により実施する。

4 通所型サービスのうち、短時間通所サービスは、法第115条の47第5項に規定する省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託により実施する。

(一般介護予防事業の実施)

第6条 一般介護予防事業は、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施することができるものとする。

(1) 法第115条の47第5項に規定する省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

(2) 省令第140条の62の3第1項第2号に規定する補助による実施
(包括的支援事業及び任意事業の実施)

第7条 包括的支援事業及び任意事業は、市が実施するものとする。

2 市長は、包括的支援事業及び任意事業の実施にあつては、事業の利用者、内容、評価及び利用料の決定を除き、適切な事業の運営ができると認められる法人その他団体に事業の運営を委託することができる。

(介護予防・生活支援サービス事業に対する支給額)

第8条 指定事業者が介護予防・生活支援サービス事業を実施する場合の支給額は次のとおりとする。

(1) 訪問型サービス及び通所型サービス 別表第4で定める額に100分の90を乗じて得た額

(2) 介護予防ケアマネジメント 別表第4で定める額に100分の100を乗じて得た額

2 前項の規定により支給額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

3 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る訪問型サービス及び通所型サービスの支給費について第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

4 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る訪問型サービス及び通所型サービスの支給費について第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(支給限度額)

第9条 居宅要支援被保険者が介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額（以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。）について同条第1項の規定により算出した額とする。

2 総合事業対象者が介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）の支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算出した額とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市長は、通知別記1(1)ア(コ)及び(サ)の例により、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を行うものとする。

(利用料等)

第11条 訪問型サービス及び通所型サービスのうち、指定事業者が実施する場合の利用料は、別表第4で定める額の100分の10に相当する額とする。

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る訪問

型サービス及び通所型サービスの利用料について、前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る訪問型サービス及び通所型サービスの利用料について、第1項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の30」とする。

4 地域活動訪問サービス及び短時間通所サービスの利用料は、別表第5のとおりとする。
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

区分	事業の名称	事業の内容	対象者
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス（第1号訪問事業）	介護予防訪問サービス	居宅要支援被保険者又は事業対象者であって、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要であると認められる者
	家事援助訪問サービス	主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問サービス	
	地域活動訪問サービス	有償・無償ボランティア等により提供される住民主体による支援	
	通所型サービス（第1号通所事業）	介護予防通所サービス	
	自立支援通所サービス	主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスで、事業実施時間が3時間以上のサービス	
	短時間通所サービス	主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスで、事業実施時間が2時間以上のサービス	
	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントA	居宅要支援被保険者又は事業対象者
	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントB	
	介護予防ケアマネジメント	緩和した基準による介護予防ケアマネジメント	

		ジメントC	トであって、基本的にサービスの利用又は地域の予防活動その他活動への参加の開始時にのみ行われるもの	
一般介護予防事業	介護予防把握事業		地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。	市内に居住する65歳以上の者及びその支援のために関わる者
	介護予防普及啓発事業		介護予防活動の普及・啓発を行う。	
	地域介護予防活動支援事業		地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。	
	一般介護予防事業評価事業		介護保険計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。	
	地域リハビリテーション活動支援事業		地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、リハビリテーション専門職等により、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する。	

別表第2（第4条関係）

事業の名称	事業の内容
総合相談支援業務	高齢者や家族に対して総合的な相談・支援を行う。
権利擁護業務	高齢者に対する虐待の防止や早期発見、その他権利擁護のため必要な援助を行う。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	介護支援専門員に対し、日常的な個別相談や支援困難事例等への指導・助言を行う
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進する。
生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターや協議体の設置等を通じて、市が中心となって、生活支援サービスの充実に向けての取組を積極的に進める。
認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる

	「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。
認知症地域支援・ケア向上事業	医療機関、介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人及びその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療、介護等の連携強化等による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。
認知症総合支援事業	地域のボランティア活動に参加する高齢者等に対して認知症の理解に関する研修を実施すること、又は地域において見守り体制を構築し、必要な場合にはその初期において認知症地域支援推進員や地域包括支援センターなど専門機関につなぐなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、地域の住民に認知症に対する正しい理解を促進するため、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。
地域ケア会議推進事業	個別ケースについて多職種や住民で検討を行うことで、地域課題を共有し、問題解決に向け、関係者のネットワーク構築や資源開発、施策化を図る等の支援を行う。また、サービス開発の際、既存の地域資源（NPO、ボランティア、地縁組織、社会福祉協議会、介護事業者、民間企業等）又は他施策による取組等についての活用を行う。

別表第3（第4条関係）

事業の内容		対象者
介護給付費等費用適正化事業	介護（予防）給付について、適正なサービスが提供されているかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のための必要な情報提供を行う。	サービス利用者及び事業者
家族介護者交流事業	要介護者の状態の維持・改善を目的とした適切な介護知識・技術の習得など家族介護者の支援を行う。	要介護者及びその家族
徘徊高齢者家族支援サービス	認知症等により徘徊行動のある高齢者を介護する家族に対し、位置情報を探索する端末機等を貸与する。	別に定める者
介護用品支給事業	在宅で介護する者に対し、身体状況にあった介護用品（紙おむつ、尿取りパッド、おしりふき）を対象者1人当たり月額5,000円支給する。ただし、医療機関に入院、介護施設又は老人福祉施設に入所又はサービス付き高齢者向け住宅等に入居し	要介護4又は5の認定を受けた要介護者を在宅で常時介護している家族（要介護者及び介護している家族はいずれ

	ているときは支給しない。	も市内に住所を有し、市民税非課税世帯に属する者に限る。)
家族慰労金支給事業	在宅で介護する者に対し、対象者1人当たり年額10万円の慰労金を支給する。ただし、対象者は、過去1年間介護保険サービス(年間1週間程度の短期入所を除く。)を受けていない場合に限る。	要介護3、4又は5の認定を受けた要介護者を在宅で常時介護している家族(要介護者及び介護している家族はいずれも市内に住所を有し、市民税非課税世帯に属する者に限る。)
成年後見制度利用支援事業	市町村申立てに係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。	別に定める者
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する助言、相談、情報提供及び連絡調整等を行う。	高齢者及びその家族等
	居宅介護予防支援住宅改修費の支給申請に係る理由書の作成を、介護支援専門員等の住宅改修について十分な専門性が認められる者が作成した場合、1件当たり3,900円を支給することにより利用者に助成したものとみなす。	居宅介護支援及び居宅介護予防支援の提供を受けていない要介護認定者又は要支援認定者
認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。	
給食サービス事業	栄養改善が必要な高齢者に対し、社会福祉法人等が実施している給食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて地域包括支援センターに報告する。	一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に属する者等
家庭内の事故等への対応整備事業	高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に(24時間365日)対応するために電話を受け付け、適切な対応・助言等を行う専門的知識を有するオペレーターの配置等を行う。	別に定める者

別表第4 (第8条関係)

区分			サービス費の単位(1単位:10円)
訪問型	介護予防訪問サービス	週1回程度	1回当たり287単位。ただし、月4回を超える場

サービス			合は1月当たり1,176単位とする。
		週2回程度	1回当たり287単位。ただし、月8回を超える場合は1月当たり2,349単位とする。
		週2回を超える場合	1回当たり287単位。ただし、月12回を超える場合は1月当たり3,727単位とする。
	家事援助訪問サービス	週1回程度	1回当たり258単位。ただし、月4回を超える場合は1月当たり1,058単位とする。
		週2回程度	1回当たり258単位。ただし、月8回を超える場合は1月当たり2,114単位とする。
		週2回を超える場合	1回当たり258単位。ただし、月12回を超える場合は1月当たり3,354単位とする。
通所型サービス	介護予防通所サービス	週1回程度	1回当たり436単位。ただし、月4回を超える場合は1月当たり1,798単位とする。
		週2回程度	1回当たり447単位。ただし、月8回を超える場合は1月当たり3,621単位とする。
	自立支援通所サービス	週1回程度	1回当たり349単位。ただし、月4回を超える場合は1月当たり1,438単位とする。
		週2回程度	1回当たり358単位。ただし、月8回を超える場合は1月当たり2,897単位とする。
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA		442単位／月
	ケアマネジメントB		300単位／月
	ケアマネジメントC		300単位／月

備考

- (1) 訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の加算及び減算については、旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護の基準に準ずる。
- (2) 介護予防ケアマネジメントについて、ケアマネジメント開始月は、サービス費の単位に300単位を加算する。
- (3) 介護予防ケアマネジメントAについて、委託連携加算は、300単位を加算する。

別表第5（第11条関係）

区分	利用料
地域活動訪問サービス	サービス提供者が設定
短時間通所サービス	305円／回